

令和7年度包括的フレイル対策推進事業 食環境づくりを通じた戦略的フレイル予防事業 企画提案募集要項

1 業務の目的

高齢者のフレイル、食塩の過剰摂取などの健康・栄養課題を重大な社会課題として捉え、産官学等の連携・協働により、健康的で持続可能な食環境づくり※を展開することが必要です。

そこで、健康の関心度にかかわらず、誰もが自然に健康になれるよう食環境づくりを通じたフレイル対策を充実させることを目的とする。

※「食環境づくり」とは、人々がより健康的な食生活を送れるよう、人々の食品（食材、料理、食事）へのアクセスと情報へのアクセスの両方を、相互に関連させて整備していくことを指す。

2 業務委託の対象者

企画提案競技に応募できる者は、次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務の総合的な提案が行え、かつ当該業務を円滑に遂行するための経営基盤を有していること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けていること。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による県の一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者

イ 応募図書の受付期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者

ウ 県が賦課徴収する県税又は消費税・地方消費税を滞納している者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者

カ 暴力団または暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者

3 事業概要

(1) 委託内容

別添委託契約仕様書に沿って、企画提案競技に応募する者自らが企画する業務であって、県が委託する業務として公序良俗に反するものでないこと。

(2) 委託期間

委託契約締結日から令和8年3月31日までとする。

(3) 事業費

16,000,000円（消費税及び地方消費税の額1,454,545を含む）を上限とする。

ア 単価で積算できる経費については、実績に伴う委託料の減額がありうる。

イ 委託料の支払いは精算払いとし、支払時期は契約書に定める時期とする。

4 応募

(1) 応募期間

令和7年4月28日(月)～令和7年5月12日(月)までの間（土・日・祝日除く。）の各日

午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 提出方法

応募図書は、事務局に持参または郵送で提出すること。郵送による場合は、事前に電話等により事務局に連絡したうえで、令和 7 年 5 月 12 日（月）午後 5 時までに事務局に到着するよう提出すること。

(3) 提出部数

正本 1 部、副本 8 部

(4) 募集要項の内容に関する質問及び回答

ア 受付期間

令和 7 年 4 月 28 日（月）～令和 7 年 5 月 1 日（木）までの間の各日午前 9 時から午後 5 時まで

イ 提出方法

持参、電子メール又はファックスにより事務局に提出すること。

※提出後、電話により到着を確認すること。

ウ 質問に対する回答

令和 7 年 5 月 8 日（木）までに質問者に回答する。

(5) 応募図書

ア 応募申請書（様式第 1 号）

イ 提案者概要（様式第 2 号）

ウ 企画提案書（様式任意）

エ 実施体制計画書（様式第 3 号）

オ 経費積算見積書（様式第 4 号）

カ その他提案内容を説明する書類

キ 添付資料

(7) 会社概要等提案者の概要を説明する書類

(4) 納税証明書（2 種類：提出の日において発行から 3 ヶ月以内のもの）

① 消費税又は地方消費税に滞納のない証明

国税所管：税務署（納税証明書「その 3 の 2」もしくは「その 3 の 3」）

② 全ての県税に滞納のない証明

地方税（都道府県）所管：兵庫県内県税事務所（「納税証明書(3)」）

(6) 費用負担

応募図書の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。

(7) 応募図書の取扱い

応募図書は、本審査のみに使用し、応募者には返却しない。

5 事業者の選定

(1) 審査方法

以下のとおり実施する企画提案競技審査会（以下、「審査会」という。）において、提出書類に基づく書面審査、応募者によるプレゼンテーション及び委員によるヒアリング審査を実施し、その結果に基づき、委託事業者を選定する。

なお、必要に応じて、応募者に対して応募図書の内容の確認、追加書類の提出を依頼することがある。

①日程

令和7年5月20日（火）

※応募者に対し、別途詳細を通知します。

②場所

兵庫県庁会議室又は県庁周辺会議室

(2) 審査基準

ア 習熟度、事業遂行能力

イ 実施体制、関係機関等との連携体制

ウ 効果、効率性

エ 創造性、先進性

(3) 審査結果通知

審査結果は、事務局から応募者全員に文書で通知する。なお、審査の経過についての問い合わせには応じられない。

(4) 失格

直接または間接に公平な審査に支障を来した場合、失格とすることがある。

6 業務内容等

(1) 県は、業務を委託する者として選定された者（以下「委託事業候補者」という。）と応募図書の内容や審査結果等をもとに、協議の上で詳細を決定し、委託契約書により契約を締結する。その際、提案業務の内容を修正し、又は変更することがある。

(2) 委託事業候補者は、(1)の協議・調整をした業務の内容を記載した業務計画書を県に提出すること。なお、業務の実施にあたっては、業務計画書、委託契約書及び業務委託仕様書に従うこと。

(3) 審査結果の通知後契約締結までの間に、委託事業候補者が入札参加者資格制限に該当した場合又は県から指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

(4) 委託契約の締結にあたっては、契約金額の100分の10以上の契約保証金が必要である。ただし、県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金を免除することとする。

(5) 受託候補者が委託契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払を停止し、又は選定業務者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。

(6) 委託事業候補者は、委託業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならず、個人情報（「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」その他関係法令等に基づき、適正に管理すること。

(7) 本業務を実施するにあたっての広報物等には、必ず県からの受託事業である旨を明記すること。

(8) 事業実施期間終了後は、業務の実績を記載した実績報告書を県に提出すること。

なお、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を契約終了日の属する県の会計年度を含む11会計年度の間保存すること。

(9) 委託事業候補者は、委託業務の実施に関して、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合には、県と協議し、その指示に従うものとする。

7 事務局

兵庫県保健医療部健康増進課 保健・栄養指導班 信木、大谷

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号

電話：078-362-3249 ファックス：078-362-3913

E-mail：kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp